

平成25年10月1日

## 本組合外郭団体の対応状況

(「外郭団体のあり方」に基づく公益法人制度改革への対応)

団体名(策定時)	方向性	状況
(財)名古屋港船員厚生施設運営会	・平成25年度中に団体を廃止 (名古屋船員会館の管理運営事業を(財)名古屋みなと振興財団に移管)	・解散(平成25年10月1日)
(財)名古屋みなと振興財団	・平成24年度中に公益財団法人への移行申請	・公益財団法人へ移行(平成25年4月1日) ・名古屋船員会館の管理運営事業を実施(平成25年10月1日～)
(財)名古屋港緑地保全協会	・平成24年度中に公益財団法人又は一般財団法人(非営利型)への移行申請	・公益財団法人へ移行(平成25年4月1日) ※行政庁との協議の結果、公益財団法人への移行申請をした。
(社)名古屋清港会	・平成24年度中に公益社団法人への移行申請	・公益社団法人へ移行(平成25年4月1日)
(財)名古屋港埠頭公社	・(財)名古屋港埠頭公社は、港湾法改正を踏まえ別途検討しているため検討の対象外とした。	・解散(平成24年12月31日) ・名古屋港埠頭(株)(平成24年12月3日設立)に業務を承継

本組合外郭団体の公益法人制度改革への対応は完了した。